

会議録

会議の名称	平成19年度 第3回西東京市子ども福祉審議会
開催日時	平成19年 7月 31日(火曜日) 13時 から 15時 まで
開催場所	田無庁舎1階 102会議室
出席者	(出席者) 森田会長、梅村副会長、猪原委員、神山委員、吉瀬委員、齋藤委員、清水委員、古川委員、松沢委員 (事務局・職員) 子育て支援部長 二谷、子育て支援課長 大川、 児童青少年課長 伊藤、子育て支援課調整係長 荒木、 子育て支援課調整係主事 矢部、後藤
議題	1. 今後の審議日程について 2. 審議 ・子どもの権利に関する条例の策定について 3. 報告事項 ・委員任期について ・10月審議会(学習会)の予定について ・西東京市立特化型児童館における青少年の居場所のあり方について
会議資料の名称	(1) 子ども福祉審議会開催予定 (2) 条例検討の枠組み(参考:猪原委員のご意見) (3) (仮称)委員会の組織案 (4) 子ども福祉審議会、(仮称)委員会、庁内検討委員会の位置づけ (5) 庁内検討委員会の経過 (6) 調布市「子ども条例」 (7) 豊島区「子どもの権利に関する条例」 (8) 西東京市立特化型児童館における青少年の居場所のあり方について
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
発言者名 発言内容	森田会長 第3回目の審議会を始めさせていただく。 まず、今後の審議会スケジュールについて。現在の委員任期が8月28日となっている。委員任期との関係で、審議事項の調整をしなければならぬため、事務局から説明をしていただきたい。 大川 子育て支援課長 今年度第1回目の審議会で示した年間開催予定の日程に、変更が生じたため説明をいたしたい。今年度審議予定の保育料および学童クラブの育成料の見直しについて、当初予定してい

た本日の7月31日は審議内容が変更となった。委員任期が8月28日までであるため、8月24日予定の審議会で諮問をし、任期を挟んでの議論をすることは時間的余裕から望ましくないため、新たな委員を迎えた8月28日以降(9月下旬)に、諮問・審議をさせていただきたい。

森田会長

予定では7月31日、8月24日の2回を使って保育料・育成料審議をする予定だったが、本日は市から諮問が出せないとのこと。任期終了前の1回の審議で、新委員に変わってしまうより、新委員に変わってから審議をするほうが妥当である。よって、8月24日の第4回開催予定を9月の下旬へ延期したい。ただし、すでに第5回審議会は、荒牧重人氏との子どもの権利に関する学習会が入るため、子どもの権利に関する条例と保育料の審議を平行して議論する点、ご了解いただきたい。

ここで、保育料に関する審議について確認しておく。今回の保育料の見直しは、所得税と住民税の移譲(制度改正)に関わる変更。保育料とは、前年度の所得税によって決まる。今年度から、所得税が下がり住民税が上がるため、来年度の保育料から大きく影響が出る。現在の基準額のままで、保育料徴収が下がる。従前からの、市の保育料は国が示す金額の半分の徴収するという、いわゆる50%ルールに合わなくなってくる。そこで、税源移譲分を反映させた原案を事務局に作っていただき、9月に開催する第4回審議会以降に、議論していく。大きなテーマなので、その際には当事者の方々(子どもを預ける保護者の代表)に議論に加わっていただきたいが。

梅村委員

当事者には加わっていただく。

森田会長

保育料と育成料が別の審議内容であれば、それぞれ加わっていただく。最大2名ずつの参加を、保育園の保護者会、学童クラブの保護者会等、事務局へ準備をお願いしたい。審議会日程の確認をする。9月下旬に第4回、10月4日に第5回(学習会)、第6回目以降は別途調整する。委員任期は8月28日。市から別途依頼が参りますが、よろしく願います。では、子どもの権利に関する条例の審議に入る。

今期最後の審議会なので、条例の枠組みを決めて次期に審議会に引き継ぎたい。本日の資料は(資料(2)~(7))。意見を出しながら、(仮称)委員会の位置づけや組織案、庁内検討委員会についても議論し、方向性を示したい。

資料(2)各項目の確認

条例の形式は、前回までに議論した結果、総合条例でいきます。基本的考え方について他、意見をお願いします。

梅村委員

これまで、西東京市はワイワイプランという計画で市の方針を述べる手立てはあったが、プランよりも条例というレベルのほうが、上位として表せると考えてよいか。

森田会長

そうです。計画は、計画に関わる施策にしか関係しないが、条例とは、すべての市の施策に関わる。

猪原委員

そうです。条例ですから、市民全体が対象。また、条例の決め方によっては市民だけでなく、市に何らかの形で関わる人（事業者や在勤等）も対象となる。

森田会長

資料(2)基本的な考え方の項目内の文章「西東京市の子ども施策や計画の基本的方向性や理念を示すもの」より、踏まえたもの・含むものの表現ほうが適当。

猪原委員

基本的な考え方は、後に条例の前文のなかに文章として表れてくるものと言える。

森田会長

資料(4)：子ども福祉審議会、(仮称)委員会、庁内検討委員会の位置づけ
(仮称)委員会は、市民参加やこども参加、啓発や学習会を実施しながら条例案を作成していく大きな役割を担う。(仮称)委員会を審議会がサポートしながら、最終的には審議会が素案を受けて、市との調整を図り、最終答申を出すという案です。

猪原委員

いつまでに条例案を作り出すのか。期間は。

森田会長

今年度中に中間答申を出し(仮称)委員会を設置予定。条例案の最終報告までの期間は。

二谷 子育て支援部長

ワイワイプラン(西東京市子育て支援計画)では3年間。平成21年度までを目安としている。条例を策定する過程で変更の可能性はあるとしても、今の段階では21年度までが予定である。

森田会長

次の委員の任期が終わるくらいまでを目安に、素案ができていくということ。審議会で枠組みを決めることができれば、(仮称)委員会を立ち上げることができる。今年度は他の審議案件がありますが、条例の枠組みを決めて、(仮称)委員会を設置したい。

猪原委員

市民参加・子ども参加について。(仮称)委員会に構成メンバーとして市民参加するほかに、子どもの参加については、どうか。(仮称)委員会の中に子ども委員として入るのか、それとも子ども参加の仕掛けを(仮称)委員会で考え、意見を反映していくのか。

森田会長

資料(3)：検討委員会組織案

構成メンバー案を見ながら、議論したい。

他自治体で次世代育成支援行動計画を策定した際にとった手法ですが、子どもの意見を聞くために子どものワーキングチームをつくり、そのファシリテーターに本委員会の委員を兼ねてもらった。子どもワーキングで、ファシリテーターに子どもたちの意見を纏め上げてもらって、本委員会へ意見を出してもらう。本委員会で議論したこととのジョイント役をする。その方式はいいかが。子どもの活動を上手に進められる大人がいれば、子どもの活動が支えられ、意見反映と調整が円滑にできる。

猪原委員

委員の人数は15名以下か。審議会委員、ファシリテーター等を含むことを考えると、最初に人数を決めると構成を考えるのが難しい。むしろ、学識経験者を最低何人、教育関係は最低何人必要か、というように積み上げ方式で案をつくるのが良いのでは。

また、公募委員の公募の方法について。公募される人によって(仮称)委員会が大きく変わる。様々な考え方がいなければならないが、条例そのものを反対する人がいれば、条例の必要性の議論から抜け出せず、(仮称)委員会の運営自体が停滞する。市民参加における公募市民の選考方法は、慎重に審議しておくべきだろう。公平なやり方で選考しなければならない。

森田会長

そのとおりです。ほかの方の意見は。

齋藤委員

(仮称)委員会の組織案を考えると、何年か先に条例を検証する事も考えたほうが良い。条例は、策定した後の検証が重要。他市の条例でも、川崎市のように検証組織が在るもの、また無いものがある。そう考えると、検証委員と策定委員が少し重なるように、また、人数も多くない方が、その後の運営に関しては良いのでは。検証との整合性を見据えて、(仮称)委員会の組織案を考えみては。

森田会長

川崎市は検証委員会が確立している。条例を検証し、作り直していく仕組みはとても大事。検証組織に策定委員が入るのは、策定したときの主旨が伝わるという利点がある。また評価は第三者が良く、検証委員と策定委員は分けたほうがいいという考え方もある。なお、人数については今の段階は制限していない。教育機関からの選出については、どうでしょう。

神山委員

校長会、学校関係、社会教育関係からの選出ほか、地域という点では育成会など。

森田会長

公募委員についてはいかがか。実際、次世代育成支援行動計画のときは、募集が多く選考しました。

猪原委員

公平に選考する基準が必要です。

森田委員

条例をつくる段階までは市民公募を入れない。ワークショップのような形で意見を反映し、委員には入れない方法もあるが。

清水委員

しかし、西東京市の市民参加のあり方としてはどうでしょう。

二谷 子育て支援部長

西東京市で計画等を作る際の市民参加・市民公募の方法ですが、市報で募集をかけ、課題に対する作文等で選考。委員になり、意見を反映していただく方法がほとんどです。

齋藤委員

あらゆる審議会や、計画策定の方法がそうなのか。

森田会長

絶対に公募市民は必要か。西東京市市民参加条例には他の方法もありますが。先ほど、子ども参加については委員としては入らず、ファシリテーターが声を聞き、(仮称)委員会に反映させるという方法があった。大人の場合も、その方法では不可能か。

二谷 子育て支援部長

従前より市が行っているものは、委員として市民参加する方法がほとんどです。

森田会長

公募選考に関する問題は、多くの自治体が抱えている。反対意見を排除したから円滑に進むという問題でもなければ、条例に反対意見を持つ人を入れれば議論は最初から進まず、膨大な時間を要する。両者とも上手くいかない。西東京市では、どの方法をとるかだと思う。

齋藤委員

条例をつくるプロセスの中では、条例は必要ないという方の意見も、必ず聞かざるを得ない。作文で選考するのではなく、くじ引き等で決めるのは、平成 21 年度までにつくるという予定だが、反対意見があったため策定期間が遅れるのは、仕方がないだろう。市民参加型と謳っている以上、市民参加のメリットとデメリットを踏まえるべき。

森田会長

例えば、年代別に何人か、男女比で何人か、最初に決めて募集するのはいかがか。過去の次世代育成支援行動計画では、20 代の人に入って欲しいという審議会の意向により募集・選考した。

古川委員

作文選考は、選考基準が不明確だと批判をされることがある。また、反対に良さもあり、募集者の意見がしっかりしているか、判断できる。抽選では、意見のない人や偏った意見を持った人なのか判断できない。(仮称)委員会自体が活性化するかの分かれ目。

森田会長

公募市民を入れなければ市民参加にならないということではないと思うが、いかがか。

齋藤委員

公募市民を(仮称)委員会に含まずに市民参加を別の方法で求めていった場合に、条例に反対する人達が集まり、市民の総意です、と意見を持ってきても困る。どちらにしても悩む。

猪原委員

条例検討委員会のようなものに、市民公募が入っていない自治体はない。おそらく条例を策定した全ての自治体で入っています

齋藤委員

むしろ入れたほうがいいですね。

猪原委員

そう思う。裁量権の範囲内であって、選考に著しい不公平がなければ、選考で。

森田会長

前回の資料(他市の例)を見ても、公募市民の人数は概ね 2~3 人の自治体が多い。子ども福祉審議会で面接する、そんな負荷をかける方法もあるだろう。市民公募の件は、10 月の審議会で荒牧先生に聞いてみたい。市民公募の方法は、慎重に決定する必要があるという審議会の意見でよろしいか。では関係団体はどうか。条例をつくるというときに必要な団体と思うものは。

吉瀬委員

障害者(児)団体はいかがか。

神山委員

育成会はどうか。

松沢委員

資料(4)審議会と(仮称)委員会、庁内検討委員会の位置づけについて。(仮称)委員会が審議会および庁内検討委員会と調整を行いながら条例案を作成するという位置づけだが、あくまで条例案を作成するのは審議会であり、(仮称)委員会は基本構想を策定するのに留めては。(仮称)委員会で様々な意見が出てまとまらない時や進行が停滞するようなときは、審議会に提案してもらい、審議会で決定していけば良い。

森田会長

基本的姿勢は審議会が決定する。また、(仮称)委員会には子ども福祉審議会の委員が入る。審議会の意思を引き継ぐ(仮称)委員会であること、審議会の部会として組織させること。(仮称)委員会で調整事項が発生したときには、審議会が中心となり庁内検討委員会等と調整していくこと。基本的方向性を審議会で決定してから(仮称)委員会に依頼するので、審議会の主旨から逸脱することはないと考えて良い。では、資料(4)の(仮称)委員会の説明表記(「条例の作成をする」という書き方)を工夫する。

梅村委員

策定できない他市の例は、調整できないのが原因か。

森田会長

ある市の場合、庁内組織は出す意向だが議会が通らないために保留。また別の市では、市民がつくり上げた市民条例案を出す当初の予定が、議会が通らないという理由で庁内(市)案ができた。すると 2 つの案の間で調整が困難を極める。他市の例からも、策定過程での調整組織の仕組みを整えることが重要である。

清水委員・齋藤委員

議会が通らないのは、一体何が問題なのか。

森田会長

10 月開催の学習会で荒牧氏に詳しくお聞かせいただくが、一番の問題は「子どもの権利」ということばをどうやって書き込むか、子どもが権利主体であることを、どう書き込むかという議論。権利と義務をどう書き分けるか、大人の責務は、子どもに義務があるのか等、条例に対する考え方自体が問題となる。

齋藤委員

条例で大切なのは市としてどうしたいのか、その姿勢であろう。市の姿勢を審議会でしっかり議論したい。

森田会長

基本的姿勢は審議会で議論する。具体的な作業は(仮称)委員会にお願いをし、条例の形にしていく。大人や子どもの意見を反映させながら条例の中に何を入れるか議論し、審議会に戻す。審議会で仕掛けを十分に分析し、今後も審議していく。

齋藤委員

子どもの意見を集約できる人、学校関係保護者の意見を反映できる人等から募集して市民参加とした方が、意見が反映しやすいのでは。

森田会長

例えば小中学生の保護者から何人、乳幼児をもつ保護者から何人、子どもを持っていない20代から何人等、という条件でしょうか。それは良いですね。

清水委員

若い人だけでなく、地域で子どもを支える年齢層の高い人は。

齋藤委員

具体的に、子どもとどのようにに関わるか、わかっている人のほうが良い。

森田会長

清水委員の意見は、子ども福祉審議会委員が議論に加わることで解決できる。社会福祉協議会とのパイプ役になれる。しかし例えば若い母親等は、公募するという方法しかない。今までにない選出方法ですね。

それでは、今までの委員の意見を考慮しながら、まとめていきたい。条例制定の枠組み、(仮称)検討委員会の組織案は、第5回審議会(学習会:10月4日)に出したい。意見のある委員は、事務局までお願いしたい。

審議終了、以下 報告事項

荒木 調整係長

委員任期について

10月審議会(学習会)の予告

森田会長

10月の学習会は、原則的な話より、委員からの質疑応答の時間を多く取りたい。荒牧氏は川崎の策定委員会の委員長や多治見市の権利条例、各地のアドバイザー等、法学の立場から見識のある方です。また、庁内の教育委員会等の関連する職員の方には少しご出席いただき、勉強していただきたいと思う。

伊藤児童青少年課長

資料(8) 西東京市立特化型児童館における青少年の居場所づくり準備会の検討結果報告(以下、児童館を取り巻く地域性や特化のコンセプト、各部屋の面積、各市比較等の説明)

ひばりが丘児童館：運動系スポーツに重点をおく

下保谷児童館：音楽やミュージック 文化・芸術活動をコンセプト

この検討結果報告をもとに、両児童館とも今年度は基本設計を行う。建替えスケジュールについて、19年度は基本設計、20年度は実施設計、21年度から建設工事に入り概ね両児童館とも1年程度の工事期間となる。オープンについては、下保谷児童館は平成22年10月頃、ひばりが丘児童館は平成23年1月を予定している。児童館利用者や保護者等との懇談会を実施する過程の中で、地域住民への協力を図っていく。

齋藤委員

下保谷児童館併設の図書館や運動場（広場）は。

伊藤 児童青少年課長

下保谷児童館併設の図書館及び集会室は、保谷駅南口の再開発へ移転する。広場は残ります。

森田会長

着々と、審議会で議論してきたことが具体化されてきた。この施設が実現すれば、東京の中でも誇れる施設となろう。あとは人をどう育てるか、子どもたちが運営できる力を、どう育てるか。もう一点、施設が複合的になると、出入り口が一緒になる等利用者にとって使いづらくなるという点がある。どうか、子どもたち（中高生）が使いやすいようなコンセプトを大事にして欲しい。

清水委員

貸し館事業ではないという点でも、人の育成は重要。

伊藤 児童青少年課長

今後予定している懇談会では、高齢者の方との意見も一緒に聞くことを予定している。

報告事項終了

二谷 子育て支援部長

本日は有難うございました。8月28日の任期満了まで1ヶ月弱ございますが、本日が今期最後の審議会となりました。2年間に亘り、皆様お忙しい中ご審議していただきましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。この2年間はワイワイプランの見直しほか、多くのことをご審議・提言いただきました。貴重なご意見を市政に活かしてまいりたい。今後も課題は山積しておりますが、私共、頑張ってまいりますので、引き続きご協力・ご支援をお願いいたします。

森田会長

ありがとうございました。

これで第3回審議会を終了する。

以上にて終了。